

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成22年4月7日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社合田不動産 高松市天神前7番18号 株式会社合田工務店 高松市天神前9番5号	
大規模小売店舗の名称及び所在地	観音寺モール 観音寺市本大町字井手南1578番地1ほか	
変更しようとする事項	1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計	
	変更前	3,910㎡
	変更後	4,197㎡
	2 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項	
	(1) 駐車場の位置及び収容台数	
	変更前	位置 別図のとおり 収容台数 259台
	変更後	位置 別図のとおり 収容台数 292台
	(2) 駐輪場の位置及び収容台数	
	変更前	位置 別図のとおり 収容台数 88台
	変更後	位置 別図のとおり 収容台数 136台
	(3) 荷さばき施設の位置及び面積	
	変更前	位置 別図のとおり 面積 160.0㎡
	変更後	位置 別図のとおり 面積 200.0㎡
	(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量	
	変更前	位置 別図のとおり 容量 69.0㎡
	変更後	位置 別図のとおり 容量 39.9㎡
	3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	
	(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	
	変更前	株式会社TSUTAYA STOREホールディングス 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午前2時 株式会社大屋 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後12時 株式会社フジ 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後8時 その他 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
	変更後	株式会社ハローズ 開店時刻 午前0時 閉店時刻 午後12時

	株式会社大屋 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後12時 その他 開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後10時				
(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯	<table border="1"> <tr> <td>変更前</td> <td>第1駐車場 午前7時から午前2時20分まで 第2駐車場 同上 第3駐車場 同上</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>駐車場① 午前0時から午後12時まで 駐車場② 午前6時から午後10時まで 駐車場③ 午前10時から午前0時30分まで</td> </tr> </table>	変更前	第1駐車場 午前7時から午前2時20分まで 第2駐車場 同上 第3駐車場 同上	変更後	駐車場① 午前0時から午後12時まで 駐車場② 午前6時から午後10時まで 駐車場③ 午前10時から午前0時30分まで
変更前	第1駐車場 午前7時から午前2時20分まで 第2駐車場 同上 第3駐車場 同上				
変更後	駐車場① 午前0時から午後12時まで 駐車場② 午前6時から午後10時まで 駐車場③ 午前10時から午前0時30分まで				
(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置	<table border="1"> <tr> <td>変更前</td> <td>出入口の数 4箇所 位置 別図のとおり</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>出入口の数 4箇所 位置 別図のとおり</td> </tr> </table>	変更前	出入口の数 4箇所 位置 別図のとおり	変更後	出入口の数 4箇所 位置 別図のとおり
変更前	出入口の数 4箇所 位置 別図のとおり				
変更後	出入口の数 4箇所 位置 別図のとおり				
(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	<table border="1"> <tr> <td>変更前</td> <td>荷さばき施設1 午前7時から午後10時まで 荷さばき施設2 同上 荷さばき施設3 同上 荷さばき施設4 同上</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>荷さばき施設① 午前6時から午後10時まで 荷さばき施設② 午前0時から午後12時まで 荷さばき施設③ 午前6時から午後10時まで 荷さばき施設④ 同上 荷さばき施設⑤ 同上</td> </tr> </table>	変更前	荷さばき施設1 午前7時から午後10時まで 荷さばき施設2 同上 荷さばき施設3 同上 荷さばき施設4 同上	変更後	荷さばき施設① 午前6時から午後10時まで 荷さばき施設② 午前0時から午後12時まで 荷さばき施設③ 午前6時から午後10時まで 荷さばき施設④ 同上 荷さばき施設⑤ 同上
変更前	荷さばき施設1 午前7時から午後10時まで 荷さばき施設2 同上 荷さばき施設3 同上 荷さばき施設4 同上				
変更後	荷さばき施設① 午前6時から午後10時まで 荷さばき施設② 午前0時から午後12時まで 荷さばき施設③ 午前6時から午後10時まで 荷さばき施設④ 同上 荷さばき施設⑤ 同上				
※なお、「別図」は省略し、その図面を下記の縦覧場所において縦覧に供する。					
変更年月日	平成22年12月1日				
変更理由	店舗リニューアルを行い、顧客サービスの向上を図るため				

2 届出年月日

平成22年3月30日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び観音寺市経済部商工観光課
縦覧期間	平成22年4月7日（水曜日）から同年8月9日（月曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成22年8月9日（月曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び観音寺市経済部商工観光課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号

